

仕 様 書

1. 品名

- (1) 選挙運動用通常葉書差出票
- (2) 選挙運動用収支報告書
- (3) 寄附金控除のための書類
- (4) 選挙公報掲載文原稿用紙
- (5) 選挙公報原稿送致用封筒
- (6) 選挙公報写真用封筒

※いずれも大阪市議会議員一般選挙用、大阪市長選挙用の2種類

2. 仕様

- (1)～(3) 共通事項

表 紙：普通紙 四六判70kg程度（PPC用紙程度） 片面刷り 黒色刷り

本 体：普通紙 四六判70kg程度（PPC用紙程度）

裏 表 紙：地券紙 14kg

大 き さ：A4判で文字色は黒刷り、天巻とする

- (1) 差 出 票：両面刷り・1冊20枚（表紙・裏表紙除く）

黒色刷り（公印の印影刷り込みは朱色刷り）

- (2) 収支報告書：片面刷り・1冊99枚（表紙・裏表紙除く）刷版7種 黒色刷り

- (3) 寄付金控除：片面刷り・1冊50枚（表紙・裏表紙除く） 黒色刷り

- (4) 公報原稿用紙：上質紙 四六判 110kg程度 縦225mm×横297mm 片面刷り 薄青色刷り

- (5) 公報原稿封筒：クラフト紙92kg程度 角型2号封筒 黒色刷り

- (6) 公報写真封筒：上質紙 四六判70kg程度

長形3号封筒の半分（縦142mm×横123mm、70kg）の封筒（空色）

黒色刷り

3. 原稿

別添様式見本のとおり

（(1)～(3)、(5)については原稿データ提供）

4. 数量

(1)～(3)： 300冊

(4)450枚 (50枚ずつ天のり)

(5)250枚 (25枚ずつ帯封)

(6)450枚 (50枚ずつ帯封)

※大阪市議会議員一般選挙用、大阪市長選挙用の数量内訳は別途指示する

5. 校正

簡易校正 3回程度

6. 納期

契約締結から1か月程度

7. 納入場所

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課 (大阪市役所内) 外市内24か所

※各納入数については別途指示する

8. その他

(1)「大阪市グリーン調達方針」(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)

別表の(1)紙類及び(21-2)印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること

(2)契約締結後、速やかに「資材確認票」「環境配慮チェックリスト」を事業担当へ提出し、承認を受けること

ただし、内容に変更がない場合は、納品書に変更なしの旨を記載することで、納品時の資材確認票の提出は省略可能とする

(3)納品時にはサンプル紙と「資材確認票」、出荷確認票等を提出すること

(4) 契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること

(5) 配送先の部数に変動がある場合、配送先を追加・変更する場合は、納品の3日前までに通知する

(6) 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること

(7) 納品書及び受領書は必ず納品場所ごとに発行し、受領印を本市担当者より受領後、当該納品書を取りまとめたものまたは納品総数を記載した納品書原本に受領書の写しを添付し、行政委員会事務局選挙部選挙課に提出すること

- (8) 本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用后速やかに返却すること
- (9) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない
- (10) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること
- (11) 納品物に不具合が検出された場合は、受注者の責任において代替品と交換すること
- (12) 納入時には細心の注意を払い、納品物もしくは建造物等に破損等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする
ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない
- (13) 本品は、選挙の立候補者の届出等に使用するものであり、非常に影響の大きい印刷物であるので、本仕様書のとおり厳重に履行すること
- (14) 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする
- (15) 車高 2.1m を超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の 3 日前（土日祝日を除く）までに事業担当あて報告すること
ただし、車高が 2.8m を超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない
- (16) 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、本業務に関する一切の経費を勘案したうえ、見積りするものとする
- (17) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務部総務課に報告しなければならない
- (18) 契約締結後、前回作製したものを参考に提供する（紙媒体 要返却）
- (19) 公印の印影については、別途、公印を押印した資料を用意する
なお、用いた資料については、印刷終了後、本市に返還すること

9. 担当

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課

(1) 選挙運動用通常葉書差出票

令和 年 月 日執行

※ 1

※1には、「大阪市議会議員一般選挙」
又は「大阪市長選挙」の文字を挿入すること。

選挙運動用通常葉書差出票

(20 枚)

(1) 選挙運動用通常葉書差出票

1. 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が200通となるまで、同一のものを差出しのつど使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が200通を超えることとなるときは、その超える分につき200通ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に400通以上を差し出すときは、200通の整数倍となる通数につき、200通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に200通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、そのかたわらに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押しすること。

2. 郵便物差出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所に差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。

令和 年 月 日執行
※ 1

※1には、「大阪市議会議員一般選挙」又は「大阪市長選挙」の文字を挿入すること。

選挙運動費用収支報告書

① 表	紙	9枚
② 収入の部	用紙	24枚
③ 収入の部計	用紙	9枚
④ 支出の部	用紙	30枚
⑤ 支出の部計	用紙	9枚
⑥ 領収書等を徴し 難い事情があった 支出の明細書		9枚
⑦ 振込明細書に係る 支出目的書		9枚

(注) この収支報告書は、3枚複写とし、内2枚を提出してください。

選挙運動費用収支報告書

1. 令和 年 月 日執行 ※2

※2には、「大阪市議会議員一般選挙（ 区選挙区）」
又は「大阪市長選挙」の文字を挿入すること。

2. 公職の候補者

住 所
氏 名

3. 月 日から
月 日まで

(2) 選挙運動用収支報告書

計	寄 附						
	その他の 収 入						
	計						
前回計	寄 附						
	その他の 収 入						
	計						
総額	寄 附						
	その他の 収 入						
	総 計						

参 考	
-----	--

計	立候補準備のための支出								
	選挙運動のための支出								
	計								
前回計	立候補準備のための支出								
	選挙運動のための支出								
	計								
総額	立候補準備のための支出								
	選挙運動のための支出								
	総計								
支出のうち公費負担相当額	項目	単価 (A)		枚数 (B)		金額 ((A) × (B) = (C))			
	ビラの作成								
	ポスターの作成								

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日
 出納責任者
 住 所
 氏 名

備考

1. 収入の部においては、1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。
 なお、寄附については、1件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えない。
2. 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
3. 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ又はポスターの作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
4. 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
5. 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
6. 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
令和 年 月 日				
令和 年 月 日				
令和 年 月 日				
令和 年 月 日				
令和 年 月 日				
令和 年 月 日				
令和 年 月 日				
令和 年 月 日				
令和 年 月 日				
令和 年 月 日				

- 1. 令和 年 月 日執行 ※2
- 2. 公職の候補者 氏 名
- 3. 出納責任者 氏 名

※2には、「大阪市議会議員一般選挙（ 区選挙区）」
又は「大阪市長選挙」の文字を挿入すること。

備考

- 1. 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記すること。
- 2. 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載すること。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的

- 1. 令和 年 月 日執行 ※2
- 2. 公職の候補者 氏 名
- 3. 出納責任者 氏 名

※2には、「大阪市議会議員一般選挙（ 区選挙区）」
又は「大阪市長選挙」の文字を挿入すること。

備 考

- 1. 「支出の費目」の欄には、(1)人件費 (2)家屋費 ((7)選挙事務所費 (イ)集合会場費等) (3)通信費 (4)交通費 (5)印刷費 (6)広告費 (7)文具費 (8)食糧費 (9)休泊費 (10)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 2. 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 3. 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4. 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

令和 年 月 日執行

※ 1

※ 1には、「大阪市議会議員一般選挙」
又は「大阪市長選挙」の文字を挿入すること。

寄附金（税額）控除のための書類
(50枚)

(3) 寄付金控除のための書類

(確認印)

寄附金(税額)控除のための書類

寄附をした者	氏名	
	住所	
寄附金の額		円
寄附年月日	令和 年 月 日	

この寄附金は政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

寄附を受けた団体	名称	
	所在地	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党の支部	左記以外の特定の政治団体
	1	2
寄附を受けた団体が租税特別措置法第41条の18第1項第3号に掲げる団体に該当する場合	その団体の主催者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
寄附を受けた団体が租税特別措置法第41条の18第1項第4号に掲げる団体に該当する場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日 選挙 令和 年 月 日	

寄附を受けた公職の候補者	公職の候補者の氏名及び住所	氏名
	立候補した選挙名及び立候補年月日	住所 選挙名 選挙 令和 年 月 日

寄附年月日	寄附金の額	寄附年	寄附金の額	寄附年月日	寄付金の額
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
				合計	

3

第 順位

選挙公報原稿在中

候補者

この封筒に公報原稿（写真を掲載する場合には写真を含む。）と
掲載申請書を入れて封をしないで、月 日（ ）午後5時までに
選挙管理委員会へ提出してください。

ご注意

3には、「市会（選挙区）」又は「市長」の文字を挿入すること。

選挙公報写真用封筒

3

候補者氏名 (通称の場合は通称を記入)	
-------------------------------	--

- (注) 1 写真の裏面には必ず氏名と選挙区名を記載してください。
- 2 封筒が2枚ありますので、写真は各封筒に1枚ずつ入れてください。

様式第607号

3には、「市会（選挙区）」又は「市長」の文字を挿入すること。